

【ABC 消費者情報 Vol. 144】

◎消火器の訪問販売のトラブルにご注意！

消火器の訪問販売に関する相談が多く寄せられています。

■相談事例

- 消火器の点検に来たという業者から使用期限が切れているので交換するように言われた。その際、「これまでのものは販売中止になった」、「みんなこれを使っている」と次々勧められて契約してしまった。
- 父親が消火器の点検に来たという業者から消火器を購入したが、ネットで価格を調べると高額で購入させられていたことが判明した。

■アドバイス

- 一般の住宅には、消火器の法的設置義務や交換頻度などに関する決まりはありません。義務や点検をうたう業者には気を付けましょう。
- 特に一人暮らしの高齢者宅に見知らぬ人が出入りしていないかなど、身近な人が気を配ることも大切です。
- 少しでも不審な点や分からない点がある場合は、その場で契約せず、必要なければきっぱり断りましょう。
- 心配な時は消防署や消費生活センターにご相談ください。

詳しくは独立行政法人国民生活センターの見守り新鮮情報をご覧ください。

<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen149.pdf>

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

■消費者ホットライン

Tel:188

■警察相談専用電話

Tel: #9110

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611